

別表（第2条関係）

4 事業承継の形態別に提出する資料			
形態	被承継者	承継者	提出物
法人における退任、就任を伴う代表者交代による事業承継	法人	被承継者と同一法人	貸借対照表および損益計算書）、勘定科目内訳明細書（直近分）
			直近の確定申告書別表二
			現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
法人から別法人による株式買取等による事業承継	法人	被承継者と別法人	（後継経営者の）貸借対照表および損益計算書）、勘定科目内訳明細書（直近分）
			（後継経営者の）直近の確定申告書別表二
			（後継経営者の）現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
個人事業主から法人への事業譲渡（買取含む）による承継	個人事業主	事業譲受（買取）した法人	（後継経営者の）貸借対照表および損益計算書）、勘定科目内訳明細書（直近分）
			（後継経営者の）直近の確定申告書別表二
			（後継経営者の）現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書
個人事業主における廃業、開業を伴う事業譲渡による承継	個人事業主	個人事業主	（後継経営者の）住民票
			（後継経営者の）直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）、または所得税青色申告決算書（1～4面）】 ※収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書を作成して提出
			先代経営者の）廃業届および（後継経営者の）開業届
法人から事業譲渡を受け、個人事業を開業する承継	法人	個人事業主	（後継経営者の）住民票
			（後継経営者の）直近の確定申告書【第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）、または所得税青色申告決算書（1～4面）】 ※収支内訳書がない場合は貸借対照表および損益計算書を作成して提出
			（先代経営者の）廃業届および（後継経営者の）開業届
			（先代経営者の）現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

（注意）

※損益計算書が無い場合は、確定申告書（表紙および別表4）を提出のこと。

受付印がない場合は、税務署が発行する「納税証明書（所得金額の証明書）」を併せて提出すること。

※現在事項全部証明書、履歴事項証明書は提出日の3カ月以内の日付のものに限る。（法務局発行のみ有効）

※住民票は提出日の3カ月以内の日付のものに限る。（マイナンバーは不要）